

# 経済産業省

平成23・04・05原院第3号  
平成23年4月5日

東京電力株式会社  
取締役社長 清水 正孝 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 寺坂 信昭  
NISA-151d-11-4

福島第一原子力発電所から環境に影響を与える可能性のある放射性物質の放出を伴う措置に係る地方公共団体への事前の通報連絡について（指示）

平成23年4月4日に貴社福島第一原子力発電所から排出基準を超える放射性物質濃度の排水の海洋放出が行われたところです。

原子力安全・保安院としては、貴社に対して、今後、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第64条第1項の規定に基づく応急の措置又は同条第3項の必要な措置を講ずる命令により、福島第一原子力発電所から環境に影響を与える可能性のある放射性物質の放出を伴う措置を行うに当たっては、所在する地方公共団体だけではなく、当該放射性物質が環境に影響を与える可能性のある範囲の地方公共団体に事前にその旨の通報連絡を行うことを求めることとします。